

新 旧 対 照 表

第3 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">法第33条《譲渡所得》関係</p> <p>(ゴルフ場の利用権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得の所得区分)</p> <p>33-6の3 措置法令第25条の8第2項《<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定に規定する株式又は出資者の持分を譲渡(営利を目的として継続的に行われるものを除く。)したことによる所得は、……………。</p> <p>(有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定)</p> <p>33-6の4 ……、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券(措置法第37条の10第3項、<u>第37条の11第3項又は第37条の14の3第1項若しくは第2項《合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例》</u>の規定により<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等又は<u>上場株式等</u>に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券を除く。)の取得の日は、……………。</p> <p>(注) 1 ……。 2 ……。</p> <p><u>(大深度事業と一体的に施行される事業により設置される施設等の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定)</u></p> <p>33-15の3 <u>令第79条第1項第3号の規定により資産の譲渡とみなされる場合は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成12年法律第87号。以下33-15の4までにおいて「大深度地下法」という。)第16条《使用の認可の要件》の規定により使用の認可を受けた事業(以下33-15の4までにおいて「認可事業」という。)</u>と一体的に施行される事業により設置される施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について<u>上下の範囲を定めた借地権の設定の対価として支払を受ける金額が、次の算式により計算</u></p>	<p style="text-align: center;">法第33条《譲渡所得》関係</p> <p>(ゴルフ場の利用権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得の所得区分)</p> <p>33-6の3 措置法令第25条の8第2項《<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定に規定する株式又は出資者の持分を譲渡(営利を目的として継続的に行われるものを除く。)したことによる所得は、……………。</p> <p>(有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定)</p> <p>33-6の4 ……、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券(措置法第37条の10第3項又は<u>第37条の14の2第1項若しくは第2項《合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例》</u>の規定により<u>株式等</u>に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券を除く。)の取得の日は、……………。</p> <p>(注) 1 ……。 2 ……。</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>した金額を超える場合であるから留意する。</p> <p>(計算式)</p> $\frac{\text{その土地の価額 (注1)}}{2} \times \frac{\text{認可事業と一体的に施行される事業により設置される施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権 (A) の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから大深度 (注2、注3) までの距離}}{\text{その土地における地表から大深度までの距離 (注4)}} \times \frac{5}{10}$ <p>(注) 1 認可事業と一体的に施行される事業により設置される施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権 (A) の設定される土地について令第79条第1項に規定する借地権 (B) を設定している者 (以下この項において「借地権者」という。) にあつては、当該借地権 (B) の価額による。</p> <p>2 「大深度」とは、令第79条第1項第3号に規定する大深度をいい、具体的には、その土地の地表から大深度地下法第2条第1項各号《定義》に掲げる深さ (次の①及び②に掲げる深さ) のうちいずれか深い方の深さをいう。以下この項において同じ。</p> <p>① 地表から40メートルの深さ</p> <p>② 支持地盤 (大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令 (平成12年政令第500号) 第2条第1項《通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤等》に規定する支持地盤をいう。) のうち最も浅い部分の深さから10メートルの深さ</p> <p>3 借地権 (A) の設定される範囲より深い地下で、当該大深度よりも浅い地下において既に地下について上下の範囲を定めた他の借地権 (C) が設定されている場合は、当該他の借地権 (C) の範囲のうち最も浅い部分の深さとする。</p> <p>4 借地権者も、借地権 (B) に係る土地における地表から大深度までの距離による。</p> <p>(大深度事業認可前の借地権の設定)</p> <p>33-15の4 資産の譲渡とみなされる行為とされる令第79条第1項第3号の規定は、認可事業と一体的に施行される事業に限り適用されるものであるから、その認可事業について大深度地下法第16条の使用の認可を受ける前に、施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権を設定した場合には、同号の規定の適用はないことに留意する。</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">法第23条から第35条まで（各種所得）共通関係</p> <p>（有価証券の譲渡による所得の所得区分） 23～35共-11</p> <p>（注）、平成14年6月24日付課資3-1ほか3課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）の<u>37の10・37の11共-2</u>《株式等の譲渡に係る所得区分》参照</p> <p style="text-align: center;">法第37条《必要経費》関係</p> <p>（林地賦課金） 37-33 <u>国立研究開発法人森林総合研究所法</u>（平成11年法律第198号）附則第7条第3項及び</p> <p style="text-align: center;">法第57条の4《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係</p> <p>（一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い） 57の4-1、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、<u>第37条の11</u>、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されることに留意する。 </p> <p>（一に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い） 57の4-2</p>	<p style="text-align: center;">法第23条から第35条まで（各種所得）共通関係</p> <p>（有価証券の譲渡による所得の所得区分） 23～35共-11</p> <p>（注）、平成14年6月24日付課資3-1ほか3課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）の<u>37の10-2</u>《株式等の譲渡に係る所得区分》参照</p> <p style="text-align: center;">法第37条《必要経費》関係</p> <p>（林地賦課金） 37-33 <u>独立行政法人森林総合研究所法</u>（平成11年法律第198号）附則第7条第3項及び</p> <p style="text-align: center;">法第57条の4《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係</p> <p>（一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い） 57の4-1、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されることに留意する。 </p> <p>（一に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い） 57の4-2</p>

改正後	改正前
<p>・・・・・・、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、<u>第37条の11、</u>第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されることに留意する。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> <p>・・・・・・、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、<u>第37条の11、</u>第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(廃止)</p> <p>法第60条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(非課税有価証券の取扱い)</p> <p>60の2-5 ・・・・・・、措置法第37条の14第1項《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する非課税口座内上場株式等及び措置法第37条の15第1項《<u>貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例</u>》の規定により譲渡による所得が非課税とされる有価証券についても、・・・・・・。</p>	<p>・・・・・・、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されることに留意する。</p> <p>・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・。</p> <p>・・・・・・、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(新株予約権付社債についての社債に係る譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期)</p> <p>57の4-3 <u>法第57条の4第3項第4号に掲げる新株予約権付社債についての社債を同号に定める事由により譲渡した場合(同項の規定により当該社債の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。)</u>における当該社債に係る譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期は、<u>新株予約権を行使した日による。</u></p> <p>(注) <u>法第57条の4第3項第1号に掲げる取得請求権付株式、同項第2号に掲げる取得条項付株式、同項第3号に掲げる全部取得条項付種類株式、同項第5号に掲げる取得条項付新株予約権又は同項第6号に掲げる取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期については、平成14年6月24日付課資3-1ほか3課共同「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)の37の10-1《株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期》の(5)参照</u></p> <p>法第60条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(非課税有価証券の取扱い)</p> <p>60の2-5 ・・・・・・、措置法第37条の14第1項《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する非課税口座内上場株式等及び措置法第37条の15第1項《<u>公社債等の譲渡等による所得の課税の特例</u>》の規定により譲渡による所得が非課税とされる有価証券についても、・・・・・・。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)</p> <p>64-2の2 ……、措置法令第4条の2第10項《上場株式等に係る配当所得等の課税の特例》、第19条第24項《土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例》、第20条第4項《長期譲渡所得の課税の特例》、第21条第8項《短期譲渡所得の課税の特例》、第25条の8第16項《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》、第25条の9第13項《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》及び第26条の23第6項《先物取引に係る雑所得等の金額の計算等》の規定により読み替えられた令第180条第2項の規定により、…</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……、上場株式等に係る配当所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額</p> <p>(3) ……</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過的处理…改正通達の適用時期)</p> <p>この通達による「第3『所得税基本通達の制定について』(法令解釈通達)」の改正後の33-6の3、33-6の4、23~35共-11、57の4-1から57の4-3まで、60の2-5及び64-2の2の取扱いは、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)</p> <p>64-2の2 ……、措置法令第4条の2第6項《上場株式等に係る配当所得の課税の特例》、第19条第24項《土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例》、第20条第4項《長期譲渡所得の課税の特例》、第21条第8項《短期譲渡所得の課税の特例》、第25条の8第14項《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》及び第26条の23第6項《先物取引に係る雑所得等の金額の計算等》の規定により読み替えられた令第180条第2項の規定により、…。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額</p> <p>(3) ……</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p>